

不利益処分一覧表

法令名		条項名	処分の概要	行政庁	処分基準
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (C23-122)	1	3-2	風俗営業の許可の条件の付加及び変更	21	イ
	2	8	風俗営業の許可の取消し	21	
	3	10の2-6	特例風俗営業者の認定の取消し	21	ア
	4	25	風俗営業者に対する指示	21	
	5	26-1	風俗営業の許可の取消し、停止命令	21	
	6	26-2	飲食店営業の停止命令	21	
	7	29	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	8	30-1	店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21	
	9	30-2	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令	21	
	10	30-3	浴場業営業等の停止命令	21	
	11	31の4-1	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	12	31の5-1	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21	
	13	31の5-2	受付所営業の廃止命令	21	
	14	31の6-2	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	15	31の6-2	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21	
	16	31の6-2	受付所営業の廃止命令	21	
	17	31の9-1	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	18	31の10	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	21	
	19	31の11-2	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21	
	20	31の11-2	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	21	
	21	31の14	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21	
	22	31の15-1	店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21	
	23	31の15-2	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令	21	
	24	31の19-1	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21	
	25	31の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21	
	26	31の21-2	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21	
	27	31の21-2	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21	
	28	34-1	飲食店営業者に対する指示	21	
	29	34-2	飲食店営業の停止命令	21	
	30	35	興行場営業の停止命令	21	
	31	35の2	特定性風俗物品販売等営業の停止命令	21	
	32	35の4-1	接客業務受託営業を営む者に対する指示	21	
	33	35の4-2	接客業務受託営業の停止命令	21	
	34	35の4-4	接客業務受託営業を営む者に対する指示	21	
	35	35の4-4	接客業務受託営業の停止命令	21	
	36	39-3	都道府県風俗環境浄化協会に対する改善命令	21	イ
	37	39-4	都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消し	21	イ



注 規則とは、総理府令、省令及び国家公安委員会規則をいう。

2 条項名欄

(条) (項) (号)

算用数字 - 算用数字 つき数字 【例】 第25条第2項第1号 25-2

3 行政庁欄

(区分)	(記入する数字)	(警察所管法令等に係る権限者の例)
国の機関	「 1 0 」	内閣総理大臣、国家公安委員会
都道府県の機関	「 2 0 」	都道府県知事
”	「 2 1 」	都道府県公安委員会 (斜字は北海道方面公安委員会)
”	「 2 2 」	警察本部長、警察署長等
”	「 2 9 」	高速道路交通警察隊長等
”	「 4 0 」	指定車両移動保管機関等

4 適用除外欄

適用除外となる処分に係る行政手続法上の根拠条項を示した。

5 処分基準欄

記号

- 1 処分基準を定めるもの -----
- 2 処分基準を定めないもの

(理由)

 - ア 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であるから ----- ア
 - イ 処分等の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることが困難であると認められるものであるから ----- イ
 - ウ 全国又は都道府県に1を限って指定(認可)される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから ----- ウ
 - エ 処分の先例がなく、処分基準を具体化することが困難であるから ----- エ
 - オ 処分が稀であり、処分基準を具体化することが困難であるから ----- オ
- 3 処分基準を定めることが、脱法的行為を助長するおそれがあるため、当該基準を公にしな

いこととするもの ----- カ